入 札 公 告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年10月17日 支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先 幸浩

1 工事概要

- (1) 工事名 富士 (7) 宿舎空調機設置工事
- (2) 工事場所 静岡県御殿場市、駿東郡小山町
- (3) 工事内容 本工事は、以下の機械工事を行うものである。

【富士宿舎A地区】

・宿舎(RC-5 約1,600m²)エアコン設置工事(機械)

【富士宿舎B地区】

・宿舎(RC-3 約830m²)エアコン設置工事(機械)

【富士宿舎C地区】

- ・宿舎(RC-5 約2,600m²)エアコン設置工事(機械)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (5) 配置予定技術者の専任期間 配置予定技術者の専任期間は、別表①のとおり
- (6) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事(現場閉所型)」の対象工事である。
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事(現場閉所型)」の対象工事である。
- (10) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に 基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるもの ではない。

(11)受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、 直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工

事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- (12) 受注者からの請求による(10) の協議は、入札時積算数量書における当該疑義 に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同 一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (13)(10)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。
- (14)(10)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (15) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (16) その他
 - ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。 ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申出のうえ紙入札方 式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代え るものする。詳細は、入札説明書による。
 - イ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただ し、電子契約システムにより難い場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に 代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第7 0条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛 省競争参加資格」という。)のうち、「管工事」又は「電気工事」で級別の格 付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14 年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再 生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている 者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受 けた者を除く。)でないこと。
- (4) 削除
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、いずれかを施工した実績を有すること。
 - ① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、エアコン設置工事又は建物の新設、改修に伴う機械工事若しくは電気工事を施工した実績(建

設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入 札説明書による。)。

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注 工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、エアコン設置 工事又は建物の新設、改修に伴う機械工事若しくは電気工事を施工した実 績。

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

(6) 次の基準を全て満たす配置予定技術者(監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)) を当該工事に配置できること。

なお、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、該当する全ての発注者から同一工事として取扱うことについて書面による承諾を得た上で、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる(下記すの要件に関わらず、本項に該当する全ての工事が対象となることに留意すること)。

ア 主任技術者は、2級管工事施工管理技士若しくは2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互 の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合 は、主任技術者の兼務をすることができる(下記オの要件に関わらず、本項 に該当する全ての工事が対象となることに留意すること)。

イ 監理技術者は、1級管工事施工管理技士若しくは1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した 者。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 平成22年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかの経験を有する者であり、現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。(現場施工期間とは契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。)

- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、エアコン設置工事又は建物の新設、改修に伴う機械工事若しくは電気工事を施工した経験ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。
- ② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、エアコン設置工事又は建物の新設、改修に伴う機械工事若しくは電気工事を施工した経験ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。
- エ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。
- オ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を 行う場合の詳細は、入札説明書による。
- (7) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び実績等の有無を確認できる資料(以下、「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) (5) の施工実績が防衛省発注機関の発注した工事の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (9) 南関東防衛局が発注した「管工事」又は「電気工事」のうち、令和5年度及び令和6年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11)入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる 関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13)情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若 しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する 行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されな い国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しない ことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 5 F 南関東防衛局総務部契約課

TEL 045 - 211 - 7143

FAX 045-212-2806

メールアドレス sk7018-sk@ext. s-kanto. rdb. mod. go. jp

- (2) 入札説明書の交付期間等
 - ア 交付期間 入札公告日から開札の日の前日まで(行政機関の休日に関する 法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下 「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、9時から18時まで。
 - イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター https://www.dfeg.mod.go.jp/
 - ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 2017形式)

図面類 : PDF (Acrobat 2017形式)

数量表等 : Excel (2019形式) 提出様式類: Excel (2019形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

- エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
- オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼 することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)を(1)に持参、は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出(電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。)するとともに、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)2枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページ (https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf) より入手可能である。

- (3) 申請書及び技術資料の提出期間等
 - ア 提出期間 別表③のとおり
 - イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料(以下「申請書等」という。)の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
- (4) 入札書の提出期間等
 - ア 提出期限 別表⑦のとおり
 - イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり
- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 別表⑧のとおり
 - イ 場所 南関東防衛局入札室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 南関東防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 南関東防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1 (予 決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上 とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置 予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された 基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条

- の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (7) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として 防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続してい る有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額 の10分の2以内とする。
- (10)契約書作成の要否 要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (12)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
 - 上記 2 (2) から (4) までに掲げる事項を満たしていない者も上記 3 (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記 2 (2) から (4) までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 防衛省における令和7・8年度防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、当該開札の時点までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- (14)詳細は、入札説明書による。

1)	配置予定技術者の専任期間	令和8年4月1日(水)から
		工 期 末まで
2	入札説明書等の交付期間	令和7年10月17日(金)から
		令和7年12月22日(月)までの
		9時から18時まで
		(行政機関の休日を除く)
3	申請書、技術資料及び技術提案書の提出期間	令和7年10月17日(金)から
		令 和 7 年 11 月 4 日 (火) までの
		9時から18時まで (ただし、最終日は12時まで)
		(行政機関の休日を除く)
4	競争参加資格確認通知日	令和7年11月28日(金)
5		_
6		
7	入札書の提出期間	令和7年12月9日(火)から
		令和7年12月11日(木)までの
		9時から18時まで (ただし、最終日は12時まで)
		(行政機関の休日を除く)
	関れの口時及び担託	
(2)	関れの口時及び担託	令和7年12月23日(火)11時00分
8	開札の日時及び場所	令和7年12月23日(火)11時00分 横浜第2合同庁舎5階入札室
8	開札の日時及び場所	
(8)(9)	開札の日時及び場所 —	
	開札の日時及び場所 —	
	開札の日時及び場所 — —	

(紙入札方式の場合は、各期間の9時から17時まで(12時から13時までの間を除く)。

最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。) (行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第 1条第1項に規 定する行政機関の休日をいう。)